

全建労発第 53号
令和2年1月16日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞
〔 公 印 省 略 〕

技能実習生向け技能検定試験の円滑かつ確実な実施について
(協力依頼)

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、技能実習生が合格を目指す、技能検定等の実施については、昨今の申請の急増等に伴い、一部の地域において、技能検定委員や試験会場等の確保が困難になっています。厚生労働省では、かねてより、都道府県に対して、技能実習生向け技能検定試験に係る体制整備等を要請してきたところですが、申請から受検まで長期を要していることを踏まえ、改めて要請を行っています。

つきましては、都道府県等から貴協会または会員企業に対し、協力要請があった場合について、特段の協力をお願いしたい旨、厚生労働省より通知がありましたので、主旨をご理解いただいた上、会員企業の皆様に周知くださいますようお願い申し上げます。

以上
(担当：労働部 吉田)

開発 0108 第 4 号
令和 2 年 1 月 8 日

一般社団法人全国建設業協会の長 殿

厚生労働省人材開発統括官



技能実習生向け技能検定試験の円滑かつ確実な実施について（協力依頼）

平素より、人材開発行政に御理解、御協力をいただくとともに、とりわけ技能検定制度の円滑な運用に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習適正化法」という。）第 8 条及び第 9 条の規定に基づき、技能実習生は、技能検定等の合格を目標とし、また、第 2 号又は第 3 号技能実習への移行時には、技能検定等への合格が必須とされています。

このため、技能実習生が技能検定を円滑かつ確実に受検できるよう、都道府県に対し、技能実習生向け技能検定試験に係る体制整備等を要請してきたところですが、昨今の申請の急増等に伴い、一部の都道府県において、技能検定委員や試験会場等の確保が困難になること等により、申請から受検まで長期を要している状況が見られることを踏まえ、改めて要請したところです。

つきましては、都道府県や都道府県職業能力開発協会（近隣の都道府県や都道府県職業能力開発協会を含む。）から、貴団体の各都道府県支部や会員の皆様に対し、

- ・ 技能検定委員候補者の推薦
- ・ 試験に必要な会場又は設備・機器等の確保

その他の協力要請があった場合には、特段の御協力を賜りたく、各都道府県支部や会員の皆様方への周知依頼方お願いいたします。